

公益財団法人 東根育英会
令和8年度 奨学生募集要項（高校生分）

公益財団法人東根育英会では、東根市の教育・文化の向上に資するため有為な人材を育成することを目的とし、高等学校に在学・進学する学生を対象に令和8年度奨学生を募集する。

1. 奨学生の種類

育英資金

2. 募集人員

3名程度

3. 応募資格

- 1) 東根市民の子弟で、令和8年度に高等学校に入学または在学する者
- 2) 学術優秀、品行方正、身体強健でありながら経済的理由により就学困難な者

4. 受付期間

令和8年2月2日（月）～3月18日（水）

5. 貸与金額（月額）

15,000円 ※無利子

6. 提出書類

- 1) 育英資金及び石川奨学生貸与申請書（様式第1号）
- 2) 在学証明書
※仮採用通知後、令和8年4月1日以降に発行されたものを提出
- 3) 戸籍抄本
- 4) 家計支持者（父母。父母がいない場合は、代わって家計を支えている者全員）の所得に関するそれぞれの書類の写し。収入がない場合は、収入がないことの証明書の写し（直近の年の所得・課税証明書等）。
 - ・給与所得者 … 令和7年分の源泉徴収票の写し
 - ・給与所得者以外 … 令和7年分の確定申告書（第一表と第二表）（控）の写し
※令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつ
が行われないようになっています。

【電子申告の場合】

申告内容確認票の写し（受信通知または即時通知を添付）

7. 貸与時期

4月と9月に年額を2回に分けて現金で貸与するものとする。

※状況により変更となる場合があります。

8. 返還

返還期間は、最終学校を卒業した日の属する月、又は前条の規定により契約を解除した日の属する月の翌月から起算し6ヶ月を経過した月の翌月から、貸与を受けた期間の3倍に相当する期間内とする。

返還方法は、東根育英会育英資金及び石川奨学生返還明細書（様式第5号）を提出の上、原則として月賦、半年賦、年賦方式による返還とする。

9. 返還猶予

卒業後、上級学校に就学した者は返還猶予の対象とする。猶予を希望する際は公益財団法人東根育英会へ届け出なければならない。

10. 貸与決定通知

申請書等の書類に基づき公益財団法人東根育英会奨学生審査会にて貸与者を選考し、3月下旬に奨学生仮採用通知書により通知する。また、在学証明書提出後、理事会を経て4月中旬に貸与決定通知書を送付する。採用にならなかった者にもその旨を通知するものとする。

11. 貸与決定後の手続き

公益財団法人東根育英会へ誓約書および保証書を提出しなければならない。

12. 申込方法

提出書類（在学証明書を除く）をすべてそろえ、公益財団法人東根育英会事務局へ提出するものとする。

13. 問い合わせ先

（公財）東根育英会事務局（東根市教育委員会 生涯学習課内）

〒999-3795 東根市中央一丁目1番1号 TEL：0237-42-1111 内線：3531